

第1章

調査・研究にあたり



第1章 調査・研究にあたり

1 研究目的

少子高齢化が進む日本において、「すべての女性が輝く社会づくり」は国の重要課題の一つであり、特別区においても育児期女性等に対する多様な施策に取り組んでいる。

板橋区・北区・東京家政大学が平成29（2017）年度から連携して実施した支援講座を通じて、育児期女性は「自尊感情」が著しく低い傾向にあり、社会復帰への大きな障害になっていることが明らかになった。

イギリスなど諸外国ではメンタルヘルス状況の把握と支援を政策に反映させている例もあり、育児期女性の心理的側面への理解と支援を整えることが、現在すでに行われている多様な施策の効果を上げるために必要であると考えられる。

そこで、育児期女性の「自尊感情」の低下が何によってもたらされているのか、レジリエンス（ストレスに対する心理的な回復力）の実態・課題を明らかにすることを目的に、本研究を実施することとした。

なお、本研究は、東京家政大学との共同研究として実施した。

2 女性施策に関する国の方針と現状

(1) 国の動向

平成11（1999）年6月、男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを定めた男女共同参画社会基本法が成立した。同法に基づき、政府は男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に向けて、総合的かつ長期的な視点で社会のあらゆる分野における取り組みを進めている。

人口減少・高齢社会の進展を背景に、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につなげていくために、平成26（2014）年10月には、「すべての女性が輝く社会づくり本部」が内閣に設置された。翌平成27（2015）年からは、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くように「女性活躍加速のための重点方針」が毎年定められている。

平成27（2015）年11月には、「女性活躍推進の加速のための重点事項2015」

を踏まえて、男女雇用機会均等法に基づく指針が改正された。これにより、国際的に見ると低い水準にある女性管理職の増加に向けて、中途採用の条件が整備された。また、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するために「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30（2018）年5月に公布・施行された。

女性活躍推進の取り組みを一過性のものに終わらせることなく着実に前進させるために、平成27（2015）年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）が成立した。同法の成立により、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは、新たな段階に入ったといわれる。

このような中、平成27（2015）年12月には、男女共同基本法に基づく「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定された。同計画では目指すべき社会の姿を掲げ、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくとしている。①「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」、②「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、③「男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」、④「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」の四つの社会である。

一方、男女共同参画にかかる国際的な動向では、平成27（2015）年9月に国連持続可能な開発サミットが開催され、『我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ』（SDGs）が採択された。SDGsが定める17の目標の一つに、「目標5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が掲げられている。

我が国は、平成28（2016）年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を内閣に設置するとともに、12月には「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定した。実施指針で優先課題として掲げられた8項目の一つに、女性活躍の推進を含む「あらゆる人々の活躍推進」がある。また、「SDGsアクションプラン2018」では、日本のSDGsモデルの方向性として、3本の柱の一つに「SDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメント」を掲げている。

令和元（2019）年6月、「第4次男女共同参画基本計画」に定めた具体策や成果目標の実現に向け、「女性活躍加速のための重点方針2019」が決定された。同方針では、(1)「人生100年時代において、多様な選択を可能とする社会の構築」、(2)「女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」、(3)「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札」の視点をもって、重点的に取り組みを進めるこ

ととしている。また、女性活躍推進法の全面施行後の動きをとらえ、「人生100年時代を見据え、誰もが、いくつになっても、ライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けることができる環境を整備し、一人ひとりの能力な開発・向上を支援することが重要」としている。

令和元（2019）年6月、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組みやハラスメントのない職場づくりを実現するために、女性活躍推進法の一部を改正する法律が成立している。法改正に伴い、「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を同年12月に変更した。

このような取組みが進められている中においても、政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないことや、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護・看護等の両立の難しさなど、なお取り組むべき多くの課題がある。

また、平成13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が成立して以降、改正が重ねられ相談・保護・自治支援の体制が整備されつつあるが、女性に対する暴力の根絶には至っていない。さらに、ひとり親女性の抱える困難の克服等、様々な女性の生きづらさを解消して、女性活躍を支える安全・安心な社会を構築していくことも重要である。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要



資料：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

ロゴ：国連広報センター作成

(2) 男女共同参画をめぐるさまざまな社会課題

① ジェンダー・ギャップ指数の低迷

世界経済フォーラムが公表している各国における男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数」（2018年）によると、日本の総合スコアは0.662、順位は149か国中110位となっている。この指数は、経済、教育、保健、政治の四つの分野のデータから構成されているが、我が国は特に経済・政治分野において数値が低い結果となっている。

翌年12月に公表された「ジェンダー・ギャップ指数」（2019年）では、日本の総合スコアは0.652、順位は153か国中121位と前年より順位を下げており、経済・政治分野で特に低いという傾向が続いている。

順位	国名	順位	分野ごとの順位(日本)		
1	アイスランド	0.858	経済	117位	0.595
2	ノルウェー	0.835	教育	65位	0.994
3	スウェーデン	0.822	保健	41位	0.979
4	フィンランド	0.821	政治	125位	0.081
5	ニカラグア	0.809			
6	ルワンダ	0.804			
7	ニュージーランド	0.801			
8	フィリピン	0.799			
...			
110	日本	0.662			

分野	順位	値	教育分野における項目	順位	値
識字率	1位	1.000			
初等教育在学率	1位	1.000			
中等教育在学率	1位	1.000			
高等教育在学率	103位	0.952			

世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2018」より作成。
 【(※)各分野のデータ】
 ○経済分野：労働力率、同じ仕事の賃金の同索性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率
 ○教育分野：識字率、初等・中等・高等教育の各在学率
 ○保健分野：新生児の男女比率、健康寿命
 ○政治分野：国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の行政の長の在任年数

出所：内閣府「男女共同参画推進連携会議 令和元年版データ」「ひとりひとりが幸せな社会のために」

② M字カーブと非正規雇用比率

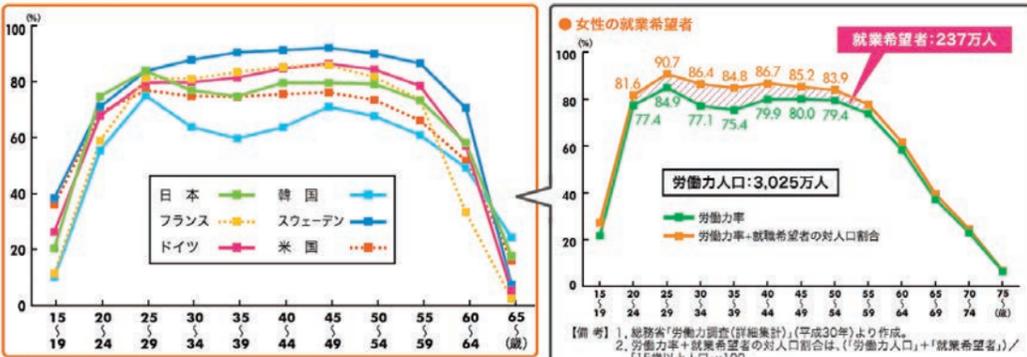
女性の年齢階層別労働力率は、現在も「M字カーブ」を描いているものの、以前に比べてカーブが浅くなっている。女性活躍推進法の制定をはじめ、さまざまな取組みを進めてきた結果、女性の労働市場への参入が促進され、この6年間で増加した就業者数384万人のうち、288万人を女性が占め、子育て世代の女性の就業率は76.5%まで上昇している（「女性活躍加速のための重点方針2019」より）。

一方、令和元年版男女共同参画白書によると、平成30（2018）年における女性の非労働力人口2,708万人のうち、237万人が就業を希望しているにもかかわらず、約3割が出産・育児のため求職していない。

非正規雇用比率に著しい男女格差（平成30（2018）年度男性22.2%、女性56.1%）が見られ、給与格差に大きな影響を及ぼし、ジェンダー・ギャップ指数の経済分野の値が低い一因となっている。

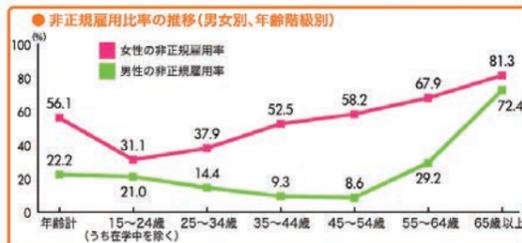
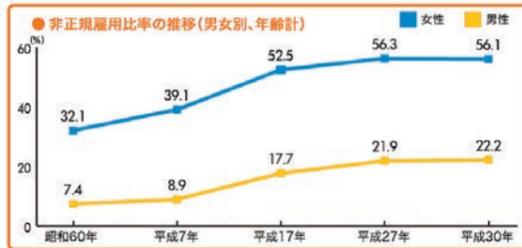
1 M字カーブ～女性の年齢階級別労働力率の国際比較と女性の就業希望者

我が国の女性の年齢階級別労働力率は、韓国同様いわゆる「M字カーブ」を描いているものの、以前よりもカーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇しています。
また平成30年には女性の非労働力人口のうち**237万人**が就業を希望しており、それが実現すれば労働力率の上昇につながります。



2 非正規雇用比率の推移

平成30年度における年齢計の非正規雇用比率は男性が**22.2%**、女性は**56.1%**です。年齢階級別で見ると在学中を除く15～24歳と65歳以上では男女差が少ないですが、25歳から64歳までは男女差が大きくなっています。



出所：内閣府『男女共同参画推進連携会議 令和元年版データ』「ひとりひとりが幸せな社会のために」

③ 女性の就業継続に伴う問題

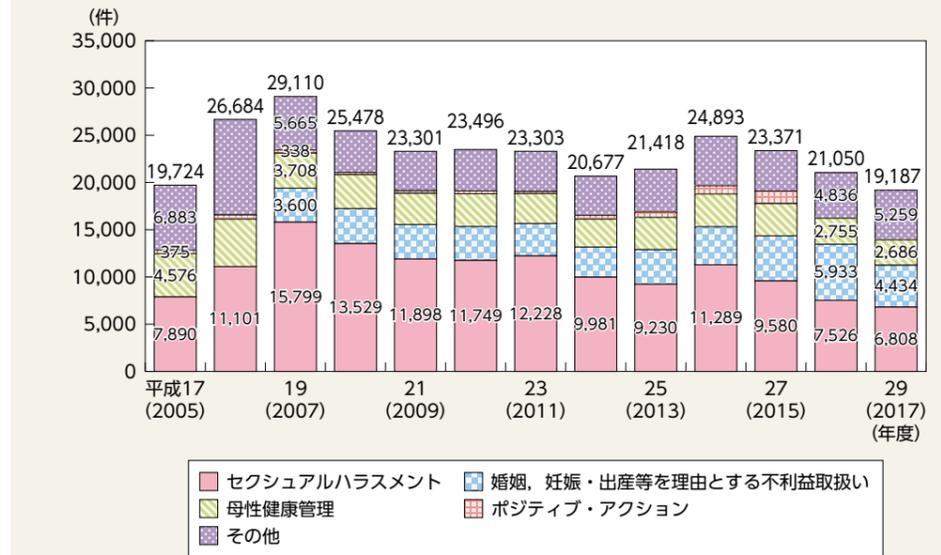
A) 産休・育休制度

妊娠した女性が就労を継続するためには、産休・育休制度の利用が必須であるが、制度があっても利用しにくい状況がある。厚生労働省「平成30年度雇用均等基本調査」によると、育児休業取得者の割合が女性82.2%、男性6.16%となっている。

イ) 女性に対する各種ハラスメント

雇用の場においては、男女雇用機会均等法により、セクシュアル・ハラスメントに対する防止措置が事業主の責務とされており、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いも禁止されている。

I-2-11 図 男女雇用機会均等法に関する相談件数の推移(相談内容別)



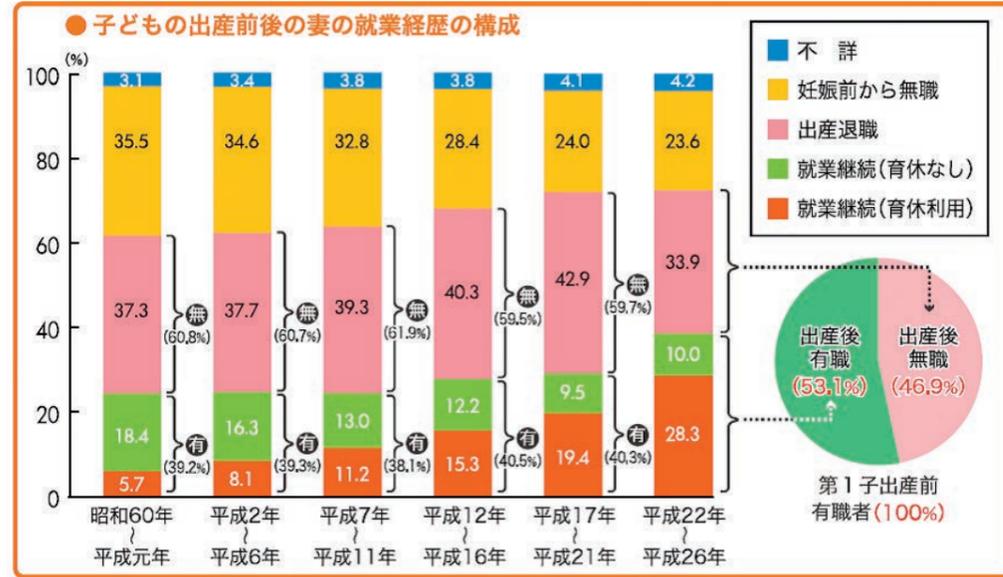
出所：内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」

ウ) 出産による離職および再就職

『内閣府・男女共同参画推進連携会議 令和元年版データ』の「子どもの出産前後の妻の就業経歴の構成」によると、第1子出産前に就業していた女性のうち、第1子出産後も就業を継続したという女性の割合は、これまで全体の4割前後で推移していたが、最新の調査では約5割へと上昇した。

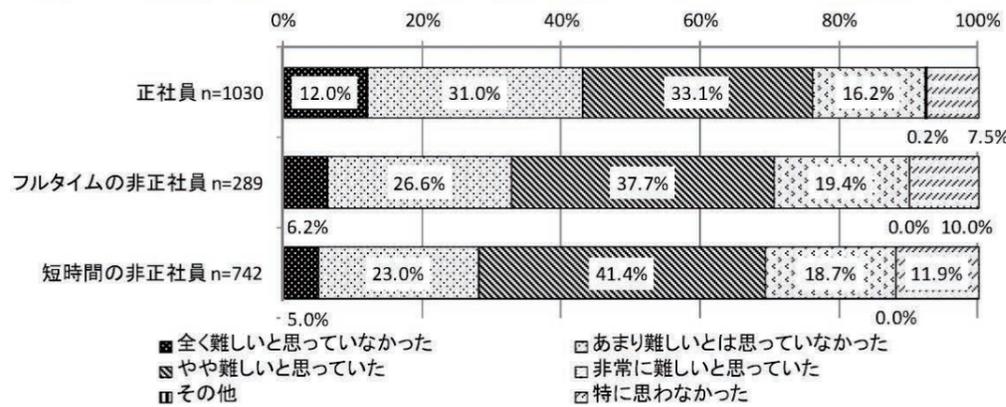
しかし、それはいまだに約半数が出産を機に離職していることも意味しており、株式会社第一生命経済研究所は、出産に伴って退職する人は2017年に20万人、経済損失は1.2兆円と推定し、公表している。

「出産・育児等を機に離職した女性の再就職調査」では、離職の時点で正社員であった女性の約半数、非正社員であった女性の6割前後が、「再就職の際にキャリアや自分の能力を生かすこと」が難しいと思っていたと回答している。



出所：内閣府『男女共同参画推進連携会議 令和元年版データ』『ひとりひとりが幸せな社会のために』

図表 28 再就職の際にキャリアや自分の能力を活かすことについて：単数回答 (Q18)



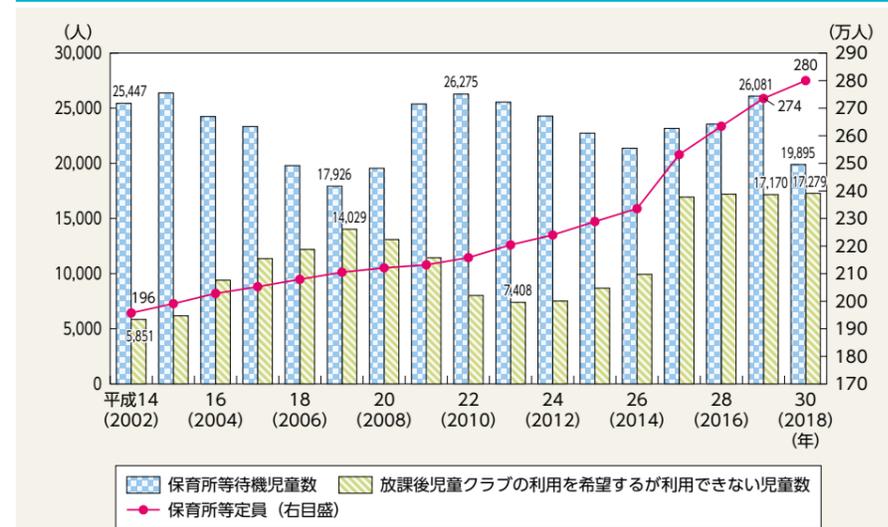
出所：「出産・育児等を機に離職した女性の再就職等に係る調査研究事業（平成26年度厚生労働省委託調査）」

工) 待機児童等

男女共に仕事と育児を両立でき、多様な選択が可能となるよう、政府は育児の支援基盤の整備を積極的に進めている。「待機児童解消加速化プラン」に加えて平成29（2017）年6月に「子育て安心プラン」を策定し、待機児童の解消とM字カーブの解消に取り組んでおり、保育の受け皿の拡大、女性の就業率向上につながっている。

保育所等や放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移を見ると、保育所等の待機児童数は減少に転じているが、放課後児童クラブはやや増加している。

I-3-14図 保育所等待機児童数と保育所等定員及び放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数の推移



- (備考) 1. 保育所等待機児童数、保育所等定員は、平成26年までは厚生労働省「保育所関連状況取りまとめ」、平成27年以降は「保育所等関連状況取りまとめ」より作成。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」より作成。
2. 保育所等待機児童数、保育所等定員は、各年4月1日現在。放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、各年5月1日現在。
3. 平成27年以降の保育所等待機児童数、保育所等定員は、平成27年4月に施行した子ども・子育て支援新制度において新たに位置づけられた幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業（うち2号・3号認定）を含む。
4. 保育所等定員は、平成27～29年は保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の認可定員並びに幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の利用定員。平成30年は保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び居宅訪問型保育事業の利用定員。
5. 平成27年以降の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、平成27年4月から施行された子ども・子育て支援新制度で、対象を小学4～6年生にも拡大をしたため、当該人数も含まれている。
6. 東日本大震災の影響により、平成23年値は、保育所等待機児童数は岩手県陸前高田市・大槌町、宮城県山元町・女川町・南三陸町、福島県浪江町・広野町・富岡町を除く。また、同年の放課後児童クラブの利用を希望するが利用できない児童数は、岩手県宮古市・久慈市・陸前高田市・大槌町、福島県広野町、櫛原町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村を除く。

出所：内閣府「男女共同参画白書 令和元年版」

オ) 男性の家事・育児時間と育児休暇の取得

内閣府男女共同参画局発行の『内閣府・男女共同参画推進連携会議 令和元年版データ』の「子育て期にある男性の家事・育児時間」によると、日本では男性の家事・育児時間が国際的にも非常に低い1時間半に満たない状況であり、男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、いまだに低水準である。

国の「第4次男女共同参画基本計画」では、令和2(2020)年までに男性の家事・育児時間の目標値を2時間半に、育児休業取得率の目標を13%として取り組みを進めている。『女性活躍加速のための重点方針2019』では、職場風土や仕事の属人化等により、育児休業を希望していても申請できない男性が多くいることから、制度的な改善策を含め、男性の育児休業取得を一層強力に推進することとしている。

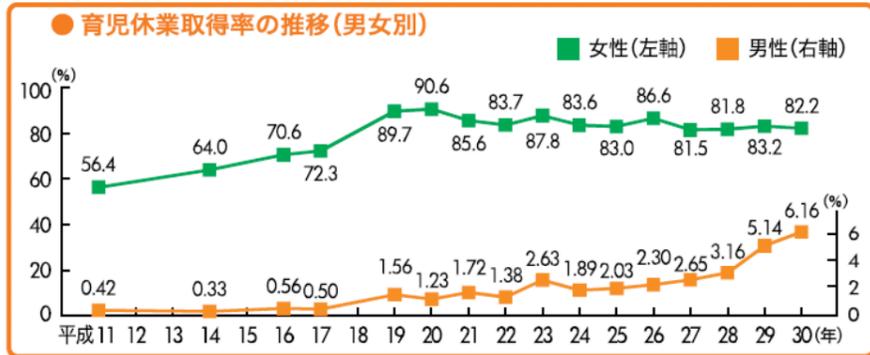
2 子育て期にある男性の家事・育児時間

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、男女とも減少傾向にあります。子育て期と重なる30歳代や40歳代の男性ではその割合が高く、それぞれ**13.5%、13.8%**となっています。一方、育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は1時間23分であり、「令和2年までに2時間30分※」という目標とはまだ乖離があります。また、男性の育児休業取得率は**5.14%**(平成29年)と低く、「令和2年までに13%※」の目標に向けた取組が進められています。

※ いずれも第4次男女共同参画基本計画における成果目標。



【備考】
1. 総務省「社会生活基本調査」(平成28年)、Bureau of Labor Statistics of the U.S.「American TimeUse Survey」(2017)及びEurostat「How Europeans Spend Their Time Everyday Life of Women and Men」(2004)より作成。
2. 日本の値は、「夫婦と子供の世帯」に限定した夫と妻の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間(週全体平均)。
3. 日本、アメリカは未子の年齢が6才未満、EU諸国は6才以下。



【備考】
1. 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、平成17年以前は厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。
2. 数値は、調査前年度1年間(平成23年度以降調査においては、調査開始前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間に配偶者が出産した者のうち、調査年10月1日までに育児休業を開始した者(開始予定の者を含む。))の割合。
3. 平成23年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

出所：内閣府『男女共同参画推進連携会議 令和元年版データ』「ひとりひとりが幸せな社会のために」

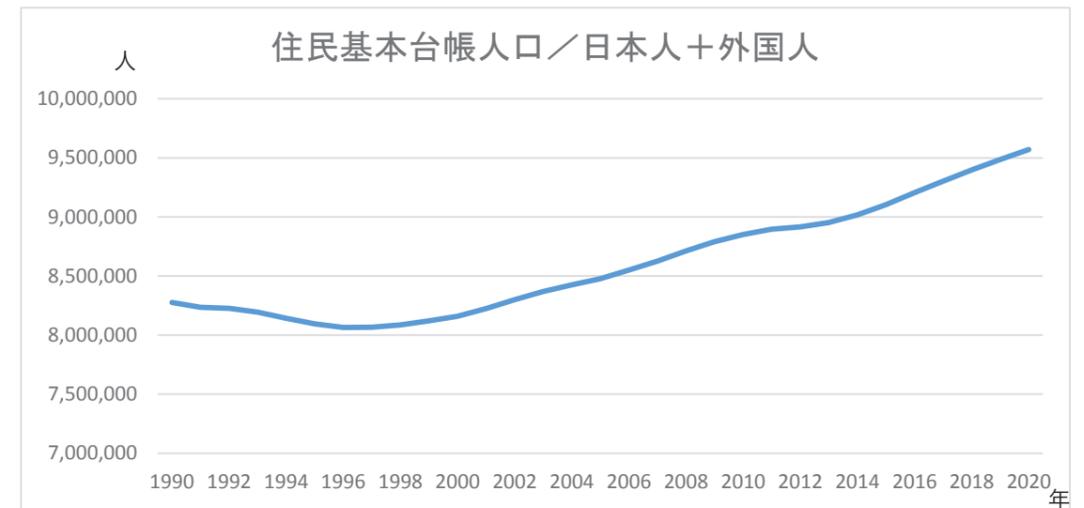
3 都及び特別区の現状

(1) 特別区の人口

東京都は日本で一番人口の多い都道府県であり、総人口の約1割が住んでいる。平成31(2019)年1月1日現在、都の人口は13,740,732人、特別区(23区)の人口は9,486,618人であり都人口の約7割にあたる。

特別区においては社会増を理由とする人口の増加傾向が続いており、各区は人口規模においても、年齢構成においても多様である。

① 特別区の人口の推移(各年1月1日現在)



出所：東京都総務局統計部発行「住民基本台帳による世帯と人口」を基に作成

② 特別区の世帯と人口（平成31年1月1日現在）

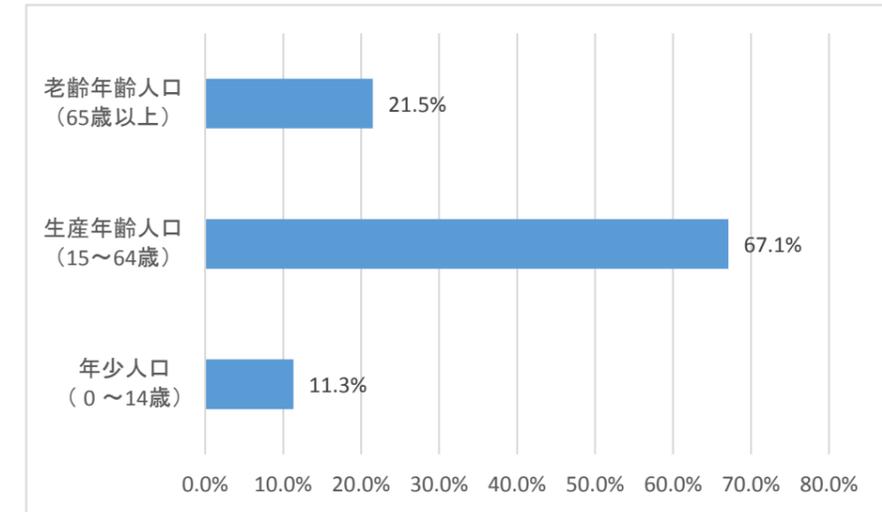
区分 区名	世帯数	人口			1世帯 当たり 人員	女100人 に対する 男の割合	人口総数 に対する 割合
		総数	男	女			
総数	5,157,231	9,486,618	4,662,095	4,824,523	1.84	96.6	100.0
千代田	35,830	63,635	31,935	31,700	1.78	100.7	0.7
中央区	91,852	162,502	77,241	85,261	1.77	90.6	1.7
港区	145,865	257,426	121,326	136,100	1.76	89.1	2.7
新宿区	219,639	346,162	173,743	172,419	1.58	100.8	3.6
文京区	121,128	221,489	105,462	116,027	1.83	90.9	2.3
台東区	118,858	199,292	101,917	97,375	1.68	104.7	2.1
墨田区	150,855	271,859	134,678	137,181	1.80	98.2	2.9
江東区	267,262	518,479	256,116	262,363	1.94	97.6	5.5
品川区	220,678	394,700	193,644	201,056	1.79	96.3	4.2
目黒区	156,583	279,342	132,206	147,136	1.78	89.9	2.9
大田区	391,146	729,534	362,653	366,881	1.87	98.8	7.7
世田谷区	479,792	908,907	431,026	477,881	1.89	90.2	9.6
渋谷区	137,582	226,594	108,768	117,826	1.65	92.3	2.4
中野区	204,613	331,658	167,378	164,280	1.62	101.9	3.5
杉並区	321,531	569,132	273,057	296,075	1.77	92.2	6.0
豊島区	179,880	289,508	145,334	144,174	1.61	100.8	3.1
北区	196,580	351,976	174,910	177,066	1.79	98.8	3.7
荒川区	115,944	215,966	107,283	108,683	1.86	98.7	2.3
板橋区	309,133	566,890	278,662	288,228	1.83	96.7	6.0
練馬区	370,567	732,433	356,279	376,154	1.98	94.7	7.7
足立区	346,739	688,512	345,291	343,221	1.99	100.6	7.3
葛飾区	233,158	462,591	231,272	231,319	1.98	100.0	4.9
江戸川区	342,016	698,031	351,914	346,117	2.04	101.7	7.4

資料：東京都『住民基本台帳による東京都の世帯と人口（町丁別・年齢別）平成31年1月』

注：人口は、外国人を含んだ数値である。

出所：（公財）特別区協議会発行『特別区の統計 令和元年版』

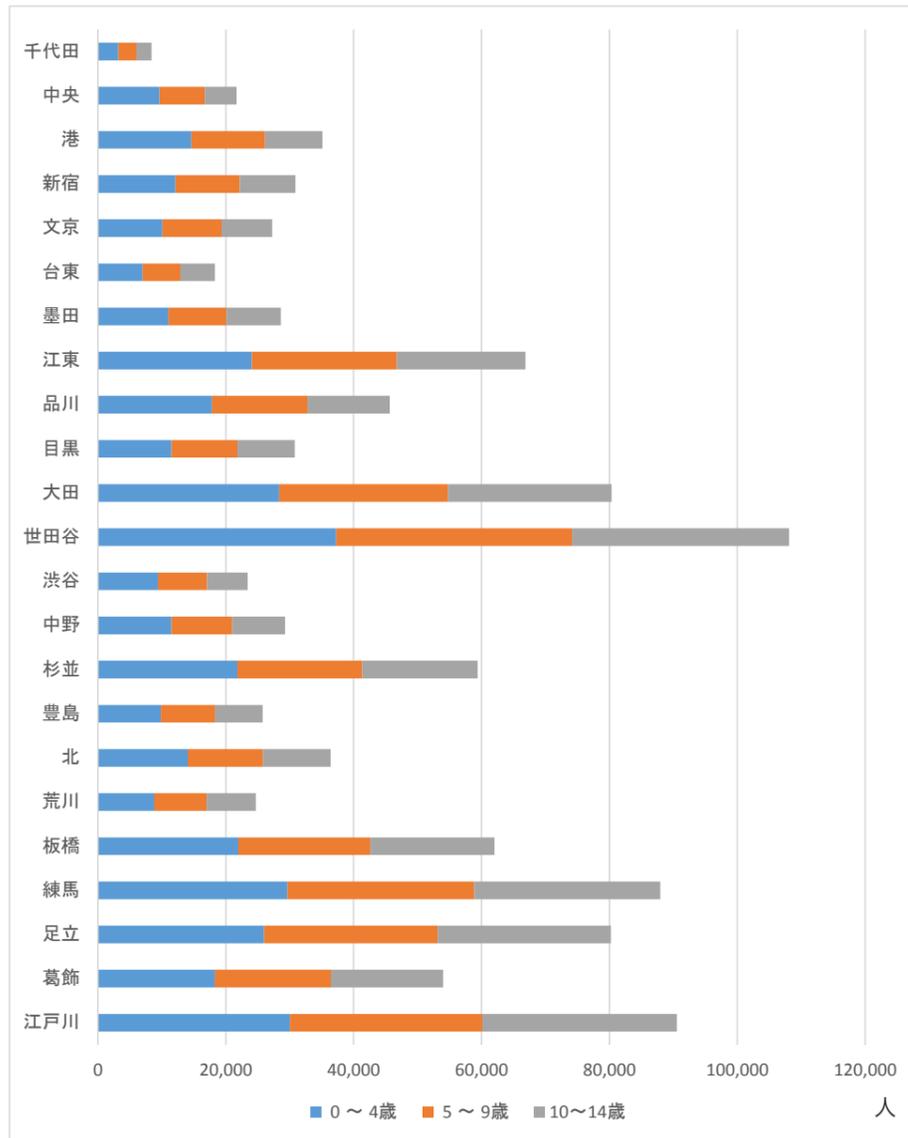
③ 特別区の年齢3区分別人口



区分 区名	総数	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老齢年齢人口 (65歳以上)	
		合計	構成比	合計	構成比	合計	構成比
総数	9,486,618	1,075,690	11.3	6,370,063	67.1	2,040,865	21.5
千代田	63,635	8,397	13.2	44,251	69.5	10,987	17.3
中央区	162,502	21,686	13.3	116,259	71.5	24,557	15.1
港区	257,426	35,111	13.6	178,531	69.4	43,784	17.0
新宿区	346,162	30,893	8.9	247,710	71.6	67,559	19.5
文京区	221,489	27,264	12.3	151,266	68.3	42,959	19.4
台東区	199,292	18,279	9.2	134,975	67.7	46,038	23.1
墨田区	271,859	28,599	10.5	182,219	67.0	61,041	22.5
江東区	518,479	66,878	12.9	339,939	65.6	111,662	21.5
品川区	394,700	45,641	11.6	267,379	67.7	81,680	20.7
目黒区	279,342	30,806	11.0	193,498	69.3	55,038	19.7
大田区	729,534	80,325	11.0	483,584	66.3	165,625	22.7
世田谷区	908,907	108,101	11.9	617,591	67.9	183,215	20.2
渋谷区	226,594	23,424	10.3	160,502	70.8	42,668	18.8
中野区	331,658	29,258	8.8	234,427	70.7	67,973	20.5
杉並区	569,132	59,399	10.4	390,621	68.6	119,112	20.9
豊島区	289,508	25,782	8.9	206,216	71.2	57,510	19.9
北区	351,976	36,386	10.3	227,830	64.7	87,760	24.9
荒川区	215,966	24,688	11.4	141,083	65.3	50,195	23.2
板橋区	566,890	62,038	10.9	374,014	66.0	130,838	23.1
練馬区	732,433	87,955	12.0	484,957	66.2	159,521	21.8
足立区	688,512	80,226	11.7	437,396	63.5	170,890	24.8
葛飾区	462,591	53,989	11.7	295,162	63.8	113,440	24.5
江戸川区	698,031	90,565	13.0	460,653	66.0	146,813	21.0

出所：（公財）特別区協議会発行『特別区の統計 令和元年版』を基に作成

④ 特別区の年少人口



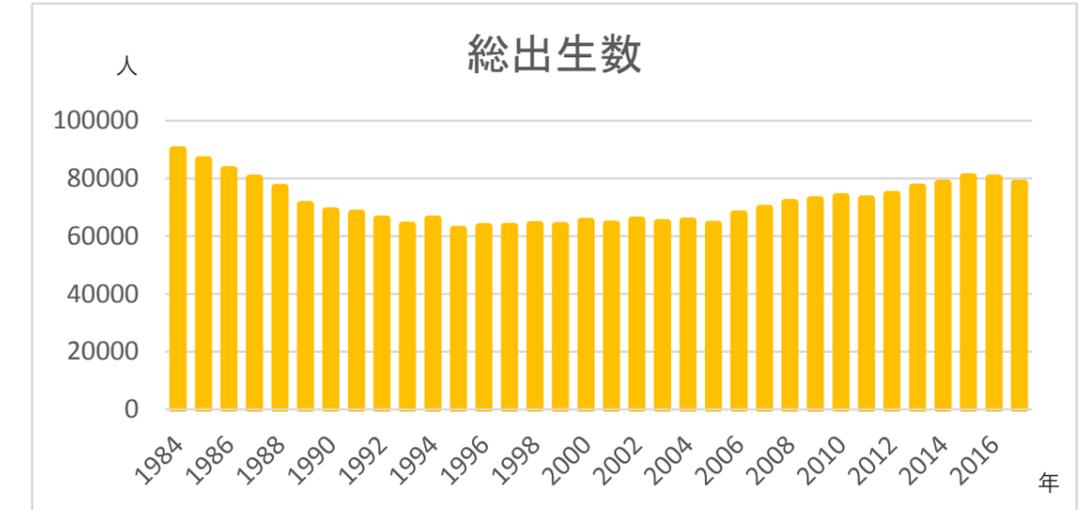
出所：(公財) 特別区協議会発行『特別区の統計 令和元年版』を基に作成

(2) 出生数・合計特殊出生率

平成29(2017)年中の都の出生数は108,990人、特別区の出生数は78,444人であり都出生数の約7割にあたる。

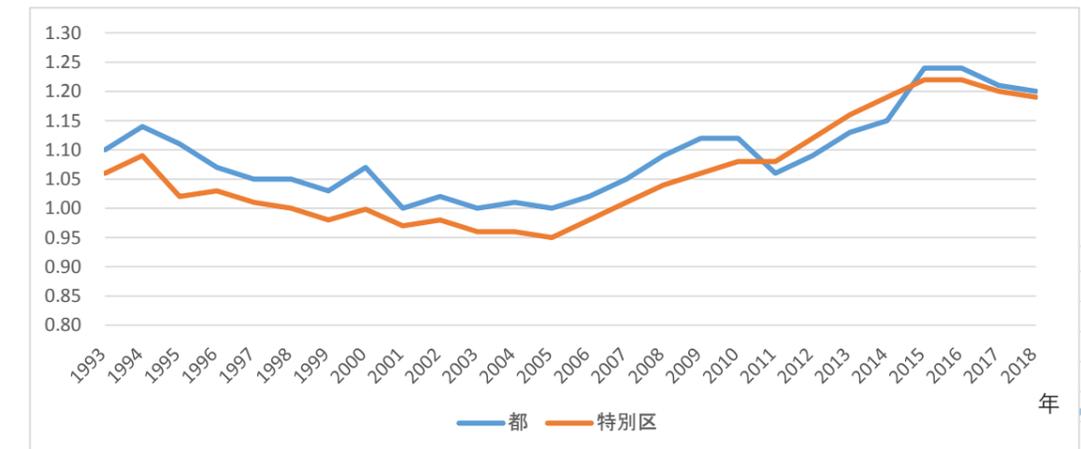
また、都の合計特殊出生率1.21は、全国1.43に対し都道府県の中で最も低い。特別区の合計特殊出生率は、平成18年以降は上昇傾向にあり、平成23(2011)年から平成26(2014)年の間は、都を上回るものの、平成28(2016)年をピークに減少に転じ、平成29(2017)年は1.20であった。

① 出生数の年次推移 (特別区)



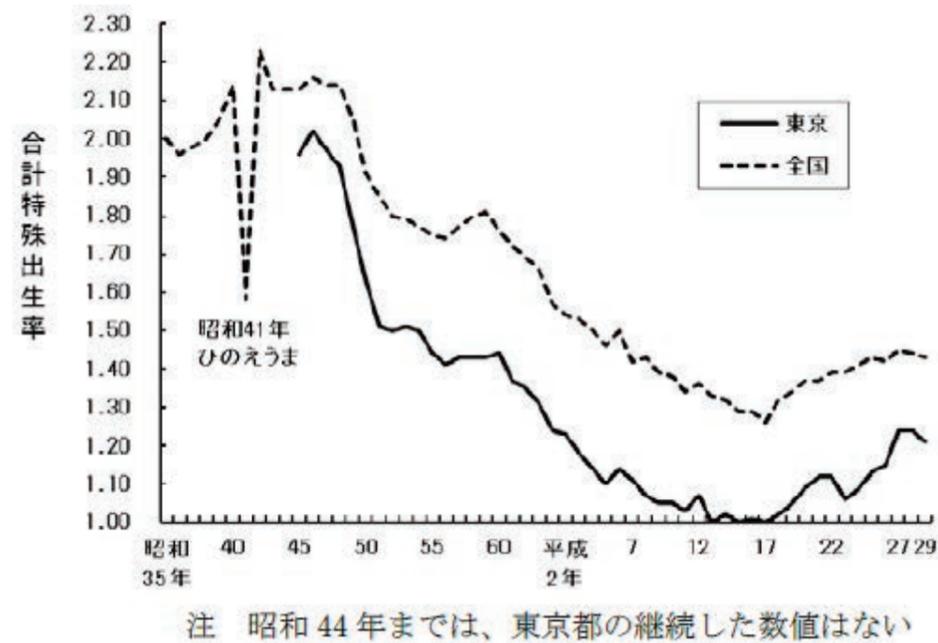
出所：東京都福祉保健局 人口動態統計年次推移 (区市町村別) を基に作成

② 合計特殊出生率の年次推移 (都・特別区)



出所：東京都福祉保健局 人口動態統計年次推移 (区市町村別) を基に作成

③ 合計特殊出生率¹の年次推移（全国・東京）



出所：東京都福祉保健局 平成29年東京都人口動態統計年報（確定版）のあらまし

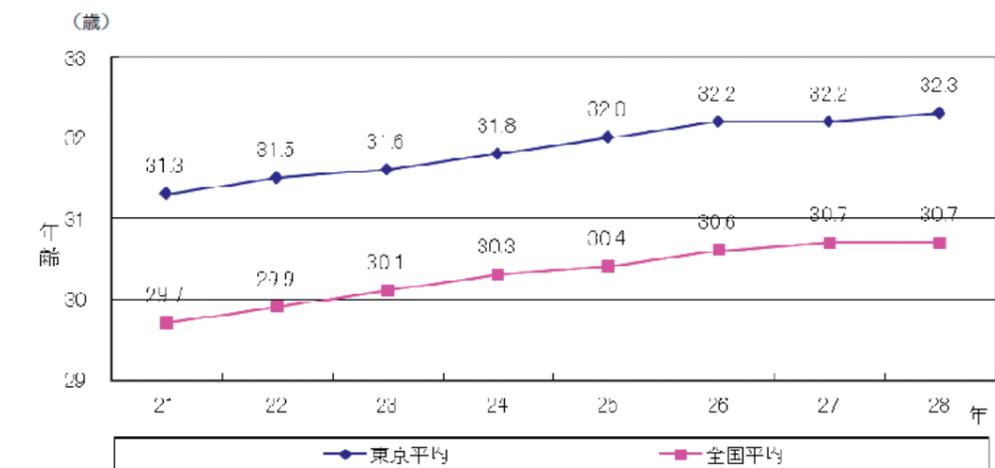
¹ 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。1人の女性が仮にその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子供の数に相当する。なお、算出に用いた出生集の15歳及び49歳には、それぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

(3) 出産年齢

第一子出産時の母の平均年齢は、全国と同様に都も上昇傾向にある。平成28（2016）年では、都32.3歳と全国平均より1.6歳高くなっている。

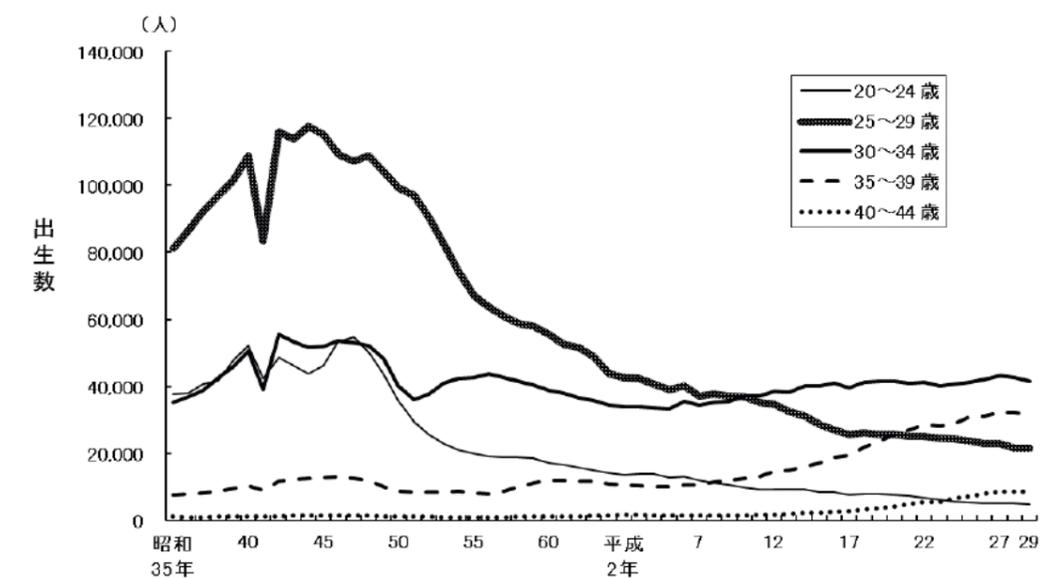
また、出生数を母の年齢別にみると、25歳～29歳が減少が著しく、平成10（1998）年からは30～34歳の出生数が最多になっている。

① 第一子出生時の母の平均年齢の推移（全国・都）



資料：厚生労働省「人口動態統計」
出所：東京都子供・子育て支援総合計画（中間見直し版）

② 母の年齢別出生数の年次推移（都）



出所：東京都福祉保健局 平成29年東京都人口動態統計年報（確定版）のあらまし

(4) 都における就労状況

共働き世帯数は平成14（2002）年以降上昇している。

一方、雇用に占める正規職員・従業員の割合については、女性は5割に満たず依然として低い。女性の年齢階層別労働力率は、全ての年齢で上昇しているものの、M字カーブは解消されていない。

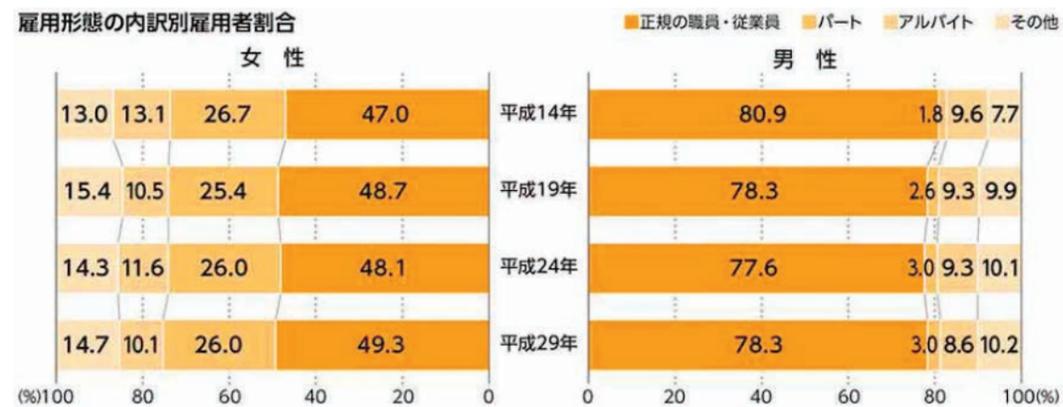
転職就業者及び離職非就業者のうち、出産・育児を理由とするものは25～34歳13.7%、35～44歳19.1%と年齢層に比例して高くなっている。

① 共働き世帯数等の推移



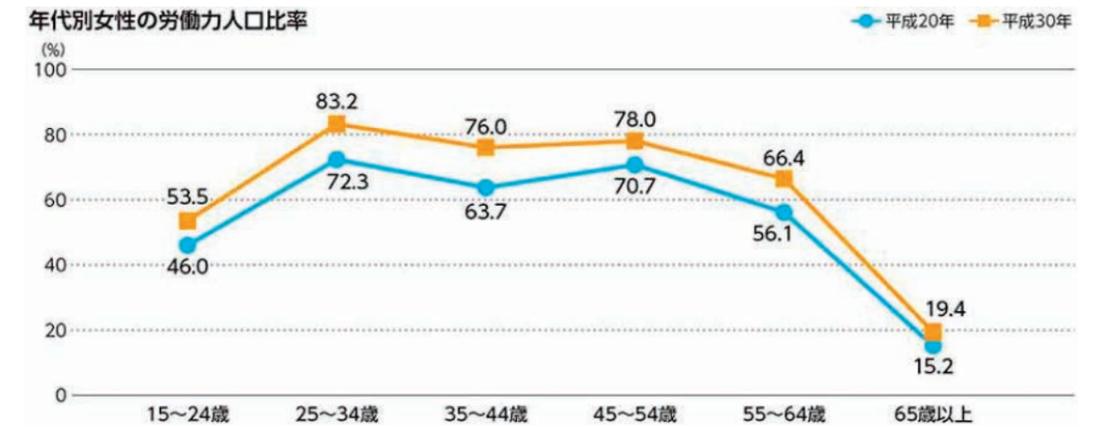
資料：総務省統計局「就業構造基本調査」
出所：東京都生活文化局『だれもが輝くとうきょうガイドブック』

② 雇用形態の内訳別雇用者割合



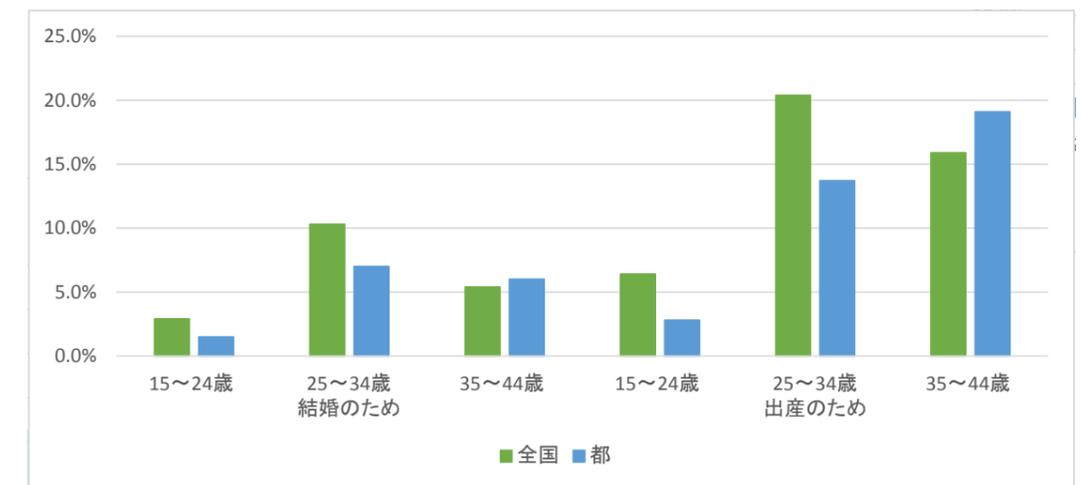
資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」
出所：東京都生活文化局『だれもが輝くとうきょうガイドブック』

③ 年代別女性の労働力人口比率



資料：東京都総務局「東京の労働力（労働力調査結果）」
出所：東京都生活文化局『だれもが輝くとうきょうガイドブック』

④ 結婚や出産・育児を理由に離職した若年女性の割合



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」を基に作成

- 第1章
- 1
- 2
- 3
- 4
- 第2章
- 1
- 2
- 3
- 第3章
- 1
- 2
- 3
- 第4章
- I
- II
- III
- IV
- 第5章
- 1
- 2
- 3
- 4
- 第6章
- 資料編

(5) 都における配偶者暴力に関する相談支援

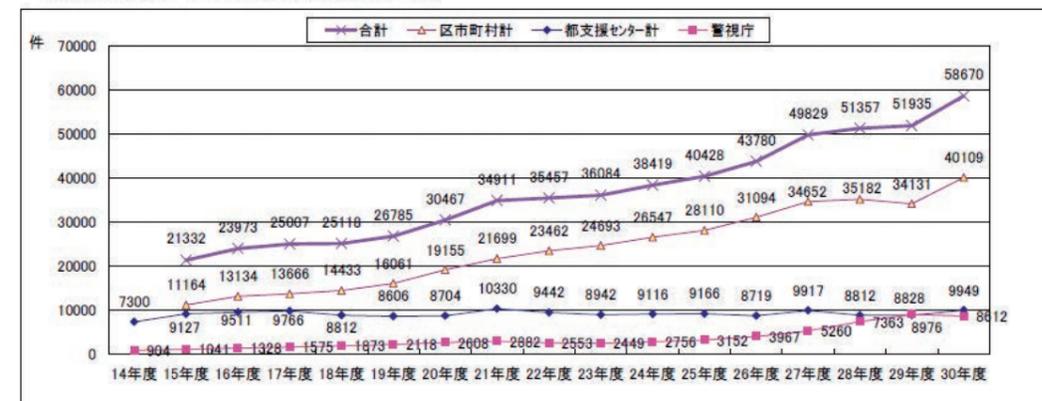
配偶者暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者又は事実婚のパートナーなど親密な関係にある又はあったものから振るわれる暴力のことを指す。都の一時保護件数は近年減っているが、区市町村の各相談機関における相談件数は増加が続いている。

暴力は殴る・けるなどの身体的なものだけでなく、人前でけなすなどの精神的なもの、生活費を渡さないなどの経済的なもの、性行為の強要などの性的なものも含んでいる。子供の面前で行われる配偶者暴力（面前DV）は、子どもが直接暴力を受けていなくても、子どもの心に大きな影響を与え、児童虐待にあたる。

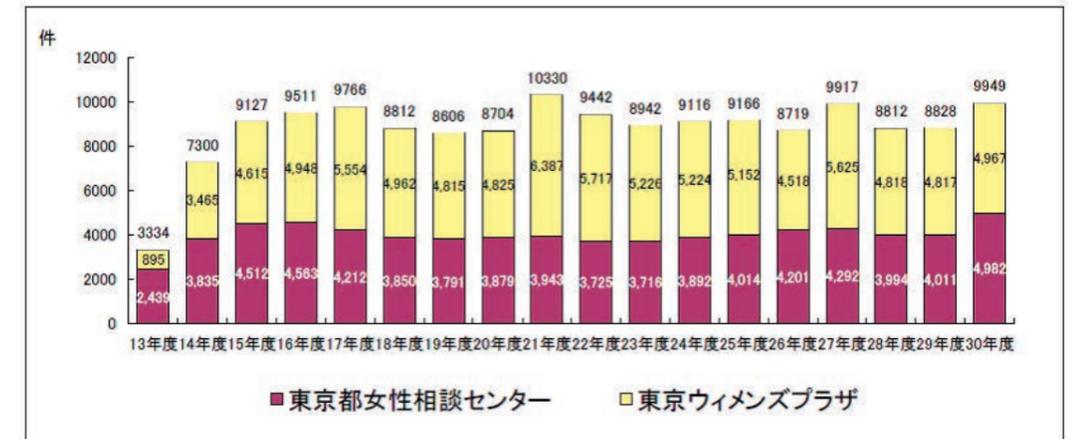
平成31（2019）年2月には、千葉県野田市における児童虐待事案を受け、「(DV) 被害者と子どもを同時に保護することが望ましい」と具体的に支援方法のひとつである一時保護について、示す通知（府共第154号、子発0228第5号平成31年2月28日「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について」）が各都道府県あてに出されている。

東京都の配偶者暴力相談等件数の推移

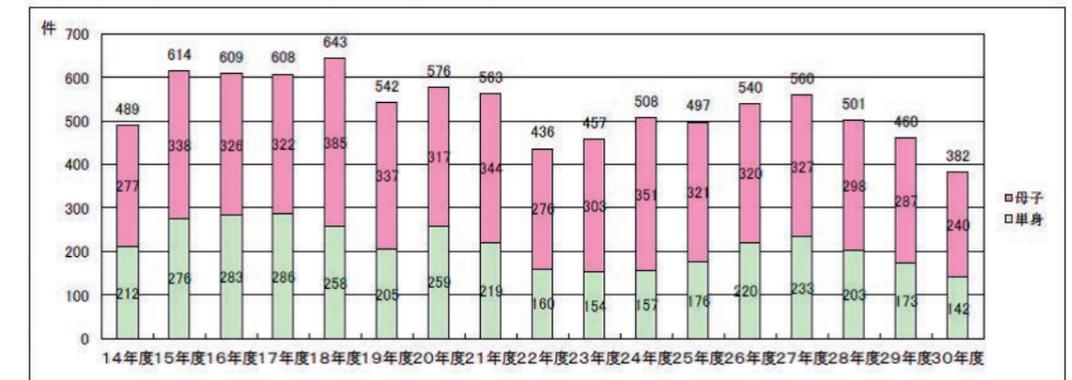
1 都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移



2 都配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数の推移



3 都配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護件数の推移



※母子、単身の別は、入所時の状況による区分である。

出所：東京都生活文化局 東京都の配偶者暴力相談件数等推移（平成30年度）

4 地域特性からみる現状の課題

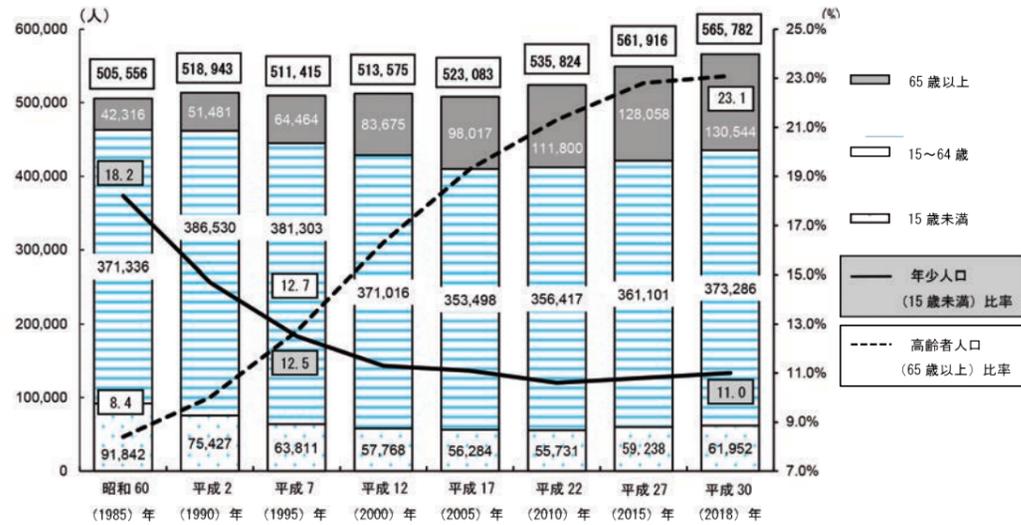
(1) 板橋区の現況①～⑤：いたばし未来応援宣言2025 実施計画2021より抜粋

① 総人口の推移

板橋区の総人口は昭和60（1985）年以降、50万人台で推移しており、平成30（2018）年（10月1日現在）では565,782人にのぼり、増加傾向にある。

年齢区分別人口（人口の内訳）をみると、平成30（2018）年の年少人口比率は11.0%、高齢者人口比率（高齢化率）は23.1%と、全国に比べると生産年齢人口比率は高いものの、少子高齢化は進んでいる（図表1）。

図表1 総人口の推移



資料：国勢調査（総人口には年齢不詳を含む）
平成30（2018）年は住民基本台帳（10月1日）

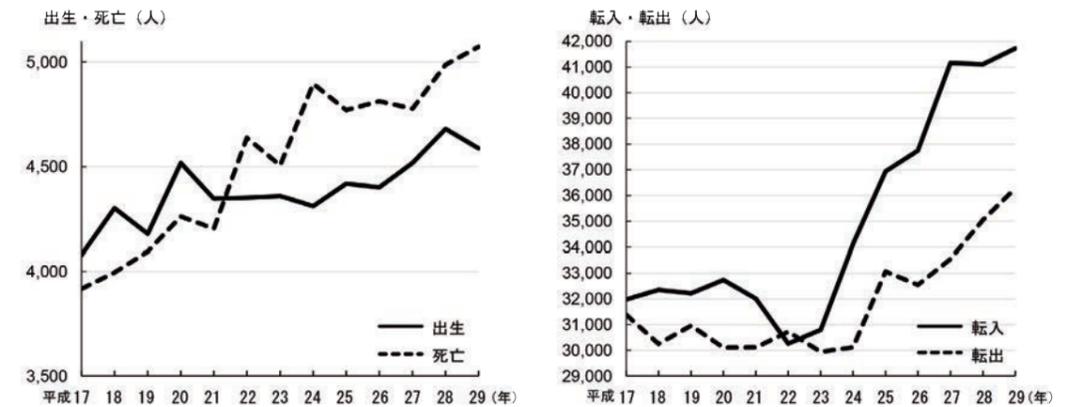
<参考>年齢区分別人口比率の比較

	板橋区	全国	東京都	都区部
年少人口（15歳未満）比率 (%)	11.0	12.3	11.7	11.3
生産年齢人口（15～64歳）比率 (%)	66.0	59.9	65.7	67.1
高齢者人口（65歳以上）比率 (%)	23.0	27.8	22.6	21.6

資料：東京都の統計（平成30（2018）年1月1日）

平成22（2010）年度以降、出生数が死亡数を下回る自然減が続いている。一方、社会増減については概ね一貫して転入が転出を上回る状況が続いており、平成29（2017）年度は転入が約4.2万人弱にのぼり、社会増は5,000人を超えた（図表2）。

図表2 自然増減と社会増減の推移

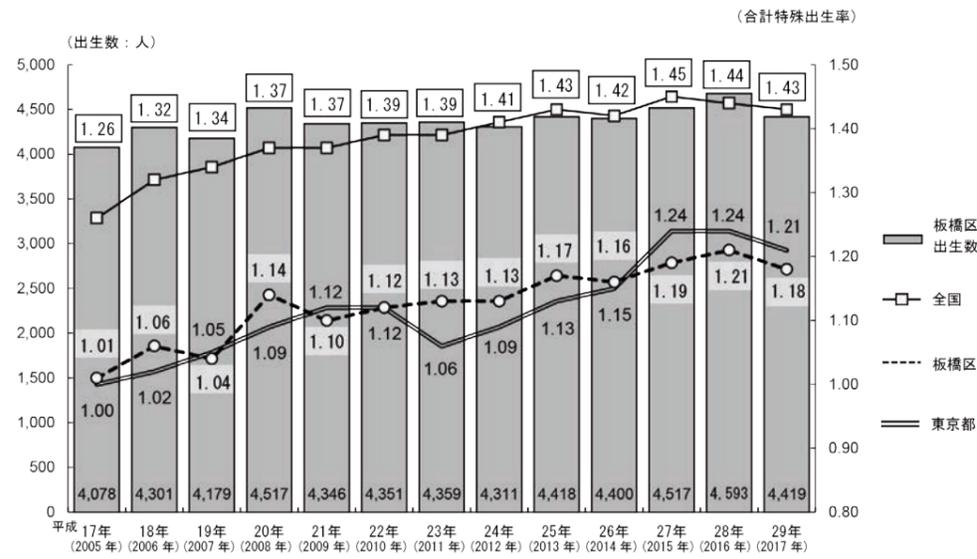


資料：住民基本台帳（各年4月1日）
注：自然減とは死亡数>出生数、社会増とは転入>転出

② 子どもの数の推移

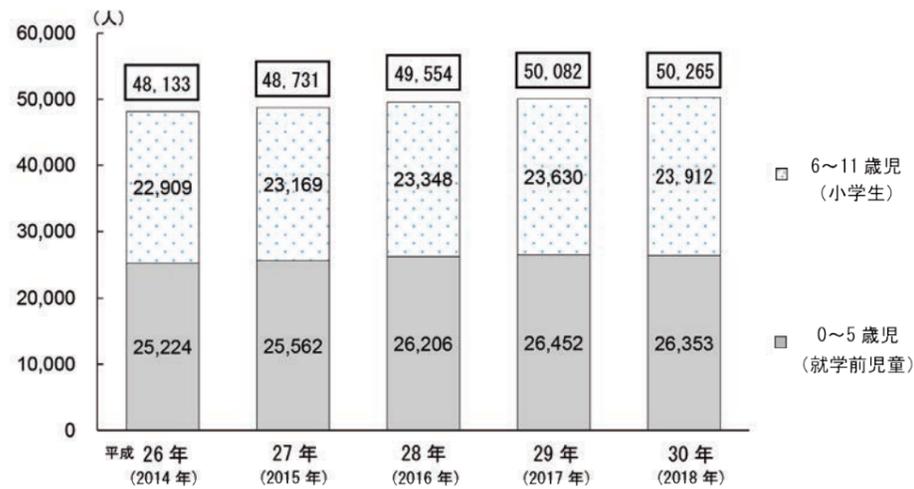
出生数は4千人台で推移しており、平成29（2017）年は4,419人であった。合計特殊出生率は平成17（2005）年に1.01と過去最低を記録した。近年は回復傾向にあるが、平成29（2017）年には1.18と、板橋区は全国及び東京都の平均水準を下回っている状況である（図表3）。しかし、11歳以下の児童数（就学前児童及び小学生児童）は、他自治体からの転入により、増加傾向にあり、平成30（2018）年4月現在では50,265人となっている（図表4）。

図表3 出生数と合計特殊出生率の推移



資料：人口動態統計

図表4 就学前児童数・小学生数の推移



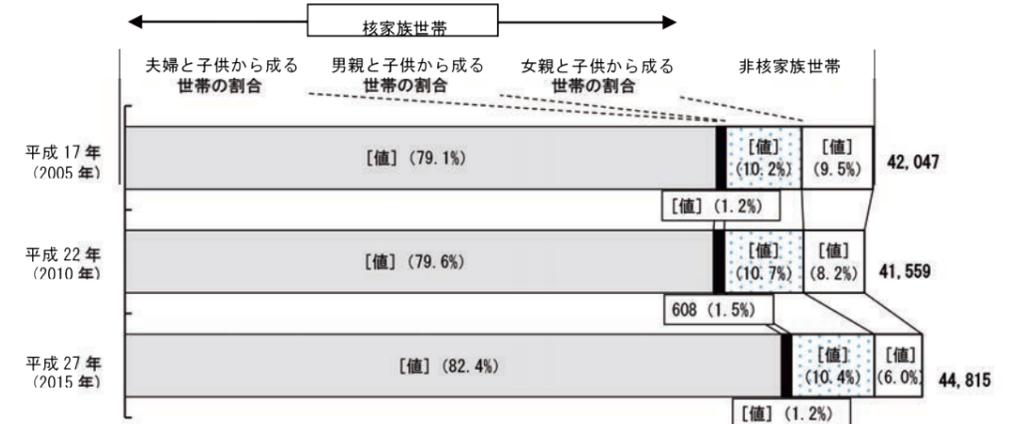
資料：住民基本台帳各年4月1日

③ 子どもがいる世帯の状況

平成17(2005)年で42,047世帯であった18歳未満の子どもがいる親族世帯は、平成27(2015)年では44,815世帯と増加した。このうち「夫婦と子どもから成る世帯」などの核家族世帯の割合は、平成17(2005)年は90.5%であったが、平成27(2015)年では94.0%と増えている。中でも「女親と子どもから成る世帯」は割合については横ばいだが、実数は増加している。

一方、祖父母等と同居などの非核家族世帯は平成27(2015)年で2,688世帯(6.0%)と世帯数、割合のいずれも減少している。なお、板橋区の核家族世帯の割合は全国(83.7%)を大きく上回っている(図表5)。

図表5 核家族世帯の推移



〈参考〉

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
		親族世帯	18歳未満世帯員のいる親族のみの世帯	核家族世帯	夫婦と子供から成る世帯	男親と子供から成る世帯	女親と子供から成る世帯	非核家族世帯 (核家族以外の世帯)
				③/②	④/②	⑤/②	⑥/②	⑦/②
平成17年 (2005年)	板橋区	133,008	42,053 (100%)	38,040 (90.5%)	33,240 (79.0%)	519 (1.2%)	4,275 (10.2%)	4,013 (9.5%)
平成22年 (2010年)	板橋区	132,703	41,559 (100%)	38,142 (91.8%)	33,074 (79.6%)	608 (1.5%)	4,458 (10.7%)	3,417 (8.2%)
平成27年 (2015年)	板橋区	138,301	44,815 (100%)	42,127 (94.0%)	36,907 (82.4%)	544 (1.2%)	4,671 (10.4%)	2,688 (6.0%)
	全国	34,314,998	11,375,542	(83.7%)	(73.1%)	(1.0%)	(9.6%)	(16.3%)
	東京都	3,440,755	1,143,480	(93.6%)	(83.0%)	(1.1%)	(9.6%)	(6.4%)
	都区部	2,307,464	762,314	(94.0%)	(83.0%)	(1.1%)	(9.9%)	(6.1%)

資料：国勢調査

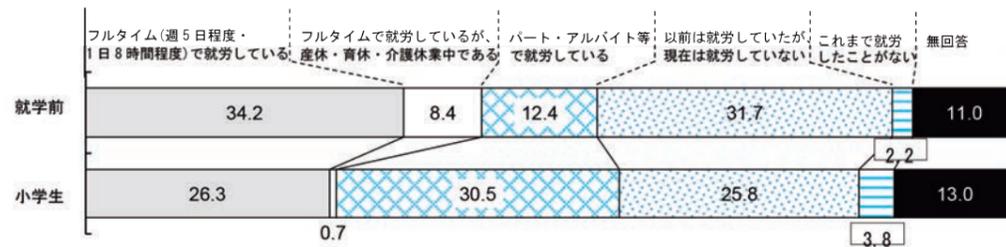
注：「不詳」を含む。「親族世帯」とは二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみから成る世帯をいう (平成22(2010)年に家族類型の分類変更あり)。

④ 母親の就業状況

平成30（2018）年に実施した板橋区子ども・子育て支援に関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）から母親の就業状況を見ると、フルタイム（産休・育休中等含む）が、就学前児童をもつ母親で42.6%、小学生をもつ母親では27.0%にのぼる。パート・アルバイト等を含めると就学前児童をもつ母親では55.0%、小学生をもつ母親で57.5%と、働く母親は半数以上を占めている（図表6）。

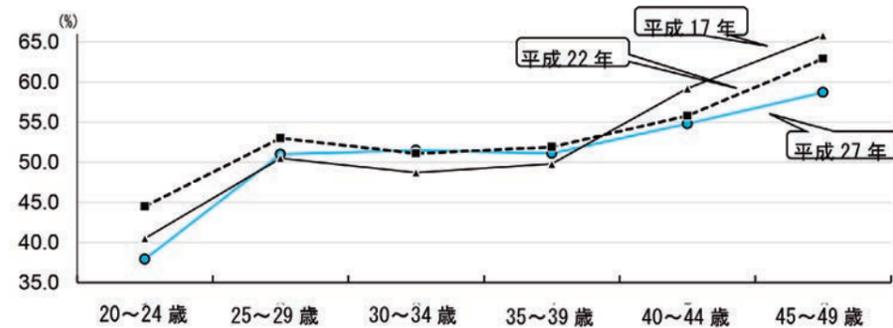
有配偶女性の労働力は40歳以上で下がっている（図表7）。

図表6 ニーズ調査からみられる母親の就業状況率の推移



資料：ニーズ調査

図表7 有配偶女性の労働力率の推移



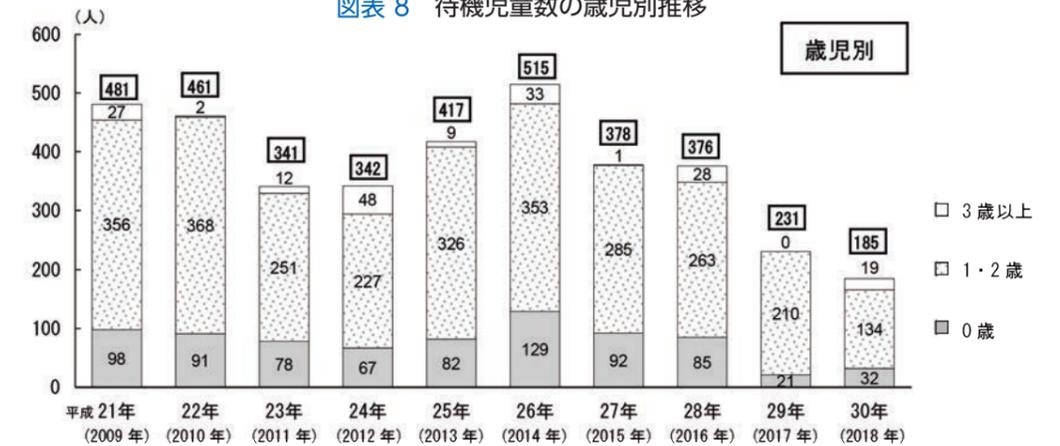
年齢	平成17(2005)年	平成22(2010)年	平成27(2015)年			
	板橋区	板橋区	板橋区	全国	東京都	都区部
20~24歳	40.5	44.5	37.9	45.1	37.4	36.3
25~29歳	50.5	53.0	51.0	56.1	52.0	50.5
30~34歳	48.7	51.1	51.5	56.9	50.6	49.6
35~39歳	49.8	51.9	51.1	60.5	50.0	48.7
40~44歳	59.2	55.8	54.8	66.4	53.8	51.8
45~49歳	65.8	62.9	58.7	70.3	58.1	55.7

資料：国勢調査

⑤ 待機児童数

働く母親の増加に伴い、板橋区でも待機児童が生じており、特に1・2歳児と0歳児で顕著である。板橋区では平成26（2014）年度から平成29（2017）年度当初までに保育定員を2,956人拡充し、待機児対策に注力してきたが、保育ニーズは年々高まっており、待機児童は解消されていない（図表8）。

図表8 待機児童数の歳児別推移



資料：子ども家庭部保育サービス課

注：待機児童の定義は以下の厚生労働省通知に基づく

- 平成21（2009）～24（2012）年度（平成14年1月厚生労働省通知）
- 平成25（2013）～26（2014）年度（平成22年3月厚生労働省通知）
- 平成27（2015）年度（平成27年1月厚生労働省通知）
- 平成28（2016）～29（2017）年度（平成28年4月厚生労働省通知）
- 平成30（2018）年度（平成30年4月厚生労働省通知）

⑥ 男女平等推進センター相談件数推移

	28(2016)年度	29(2017)年度	30(2018)年度	令和元(2019)年度 (10月末現在)	令和元(2019)年度 予想
DV	352	301	361	223	—
自分自身	593	568	734	602	—
家族・親族	38	109	65	32	—
職場・仕事	46	44	62	11	—
セクハラ	4	2	9	2	—
ストーカー	—	6	2	3	—
その他	246	202	250	106	—
合計	1279	1232	1483	979	1678

⑦ 板橋区の子ども・子育て家庭の現状

板橋区の合計特殊出生率は、全国及び東京都の平均水準を下回っている一方で他自治体からの転入により児童数は増加傾向にある。

保育定員の拡充をしているが、待機児童の解消にはいたっていない。

また、「ニーズ調査」からパートアルバイトを含めると半数以上の母親が就業しているが、就学前児童を持つ母親より小学生を持つ母親のパート・アルバイト等の割合が高い。

男女平等推進センターの相談室について、さまざまな機会を捉え周知を図ったところ、相談件数が2年連続でほぼ2割増となっている。特に、平成30(2018)年8月から「ママでもない 妻でもない 自分を大切にしてほしい」というメッセージとともに、子育てママ向けに自分を見つめ直すことを目的とした個別カウンセリングを開始したこともあり、自分自身に関する相談が急増した。

令和4(2022)年度に(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センターの開設を予定している。

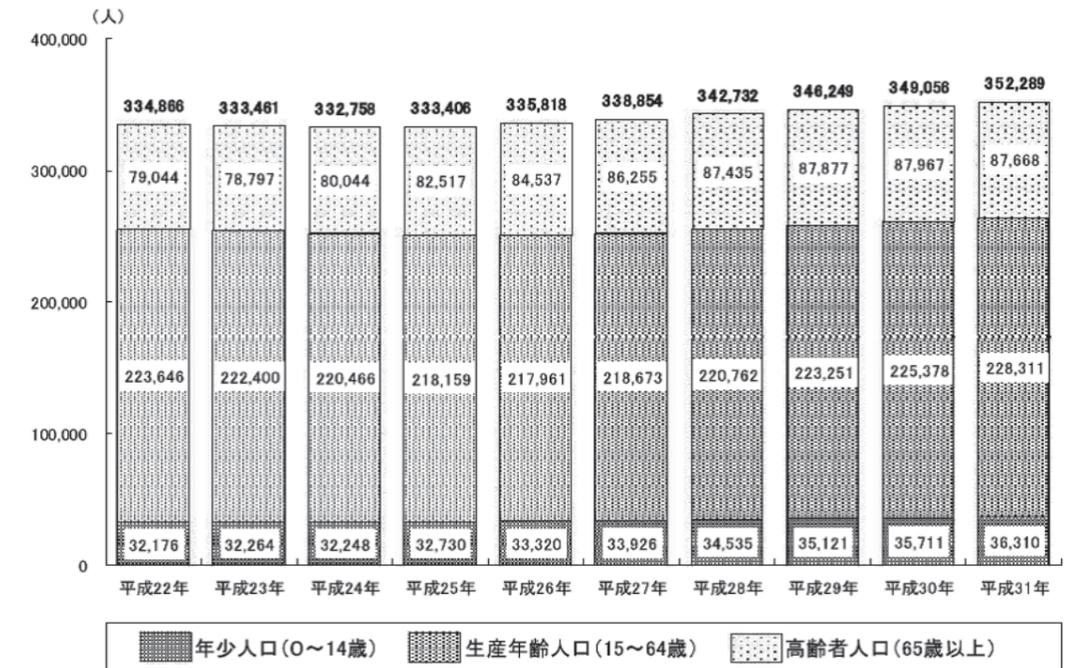
(2) 北区の現況 (資料：北区子ども・子育て支援計画2020(案)より引用)

① 総人口の推移

北区の総人口は増加が続いており、平成31(2019)年4月1日現在は35万人を超え、352,289人となっている。

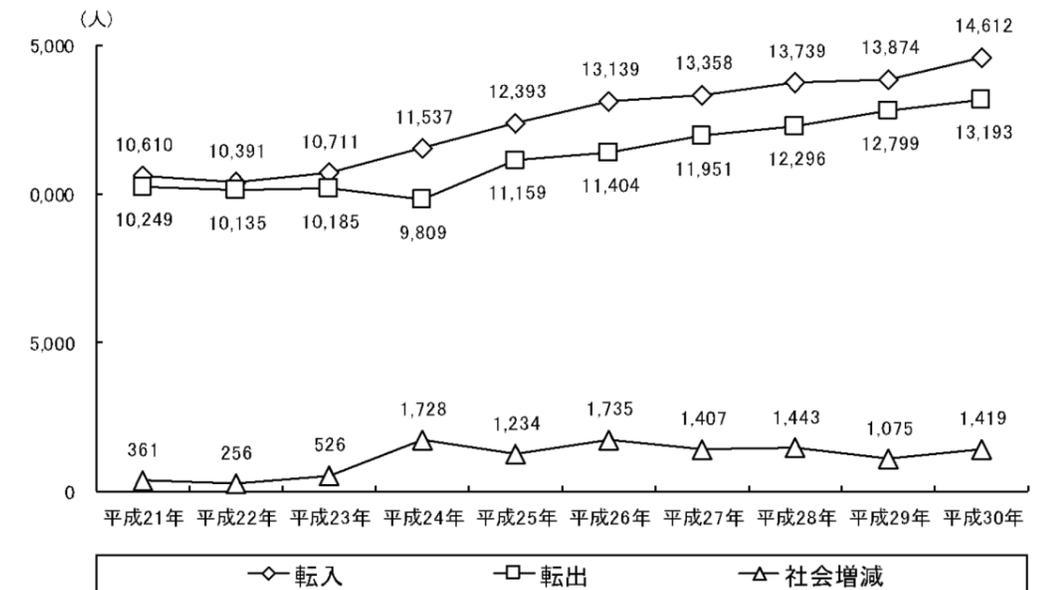
年齢階層別にみると、平成26年度まで減少傾向にあった生産年齢人口(15～64歳)は、平成27(2015)年度以降、増加に転じている。年少人口(0～14歳)は増加傾向、高齢者人口(65歳以上)は平成28(2016)年度からは横ばいとなっている。また社会動態では、平成21(2019)年度から転出より転入が上回って推移している。(図表9・10)

図表9 人口の推移



出典：住民基本台帳(各年4月1日現在)
※平成22～24年は住民基本台帳人口に外国人登録数を加えた数

図表10 社会動態の推移



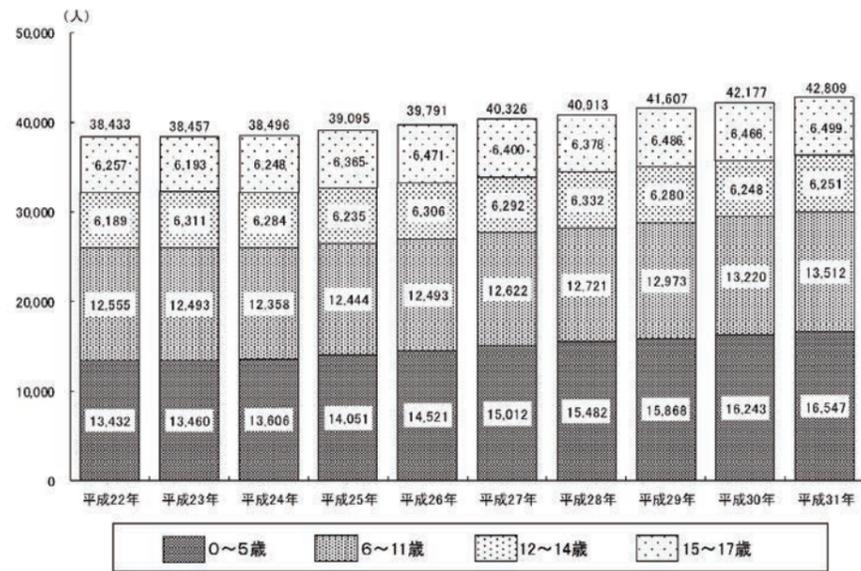
出典：東京都統計データ「人口の動き」

②子どもの人数及び子どものいる世帯数の推移

0～18歳未満の児童数は増加傾向が続いており、特に0～5歳の増加がみられる。北区の合計特殊出生率は、平成29（2017）年は1.21であり、全国の1.43を下回り、東京都と同数となっている。

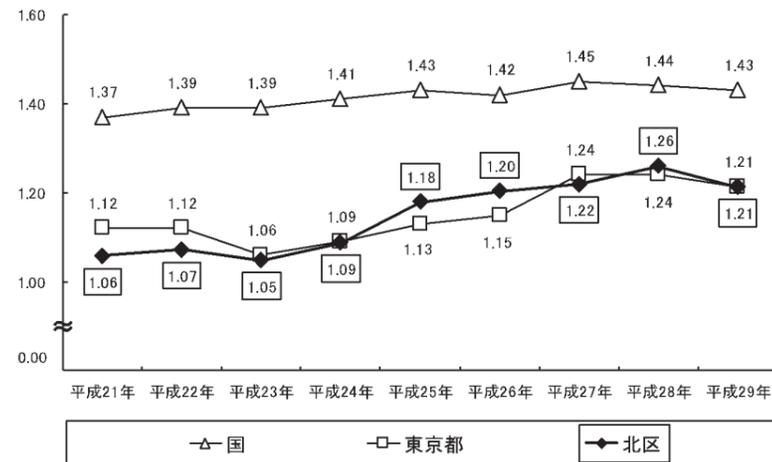
また子どものいる一般世帯数は、平成12（2000）年度以降減少傾向にあったが、平成27（2015）年には増加している。（図表11・12・13）

図表11 年齢別児童数の推移



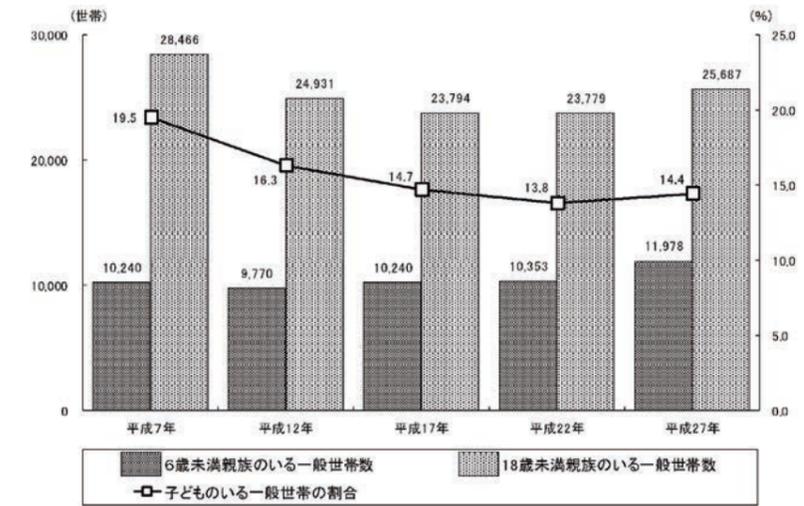
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）
 ※平成22～24年は住民基本台帳人口に外国人登録数を加えた数

図表12 合計特殊出生率の推移・比較



出典：厚生労働省「人口動態統計」、東京都「人口動態統計」
 ※北区の数値は枠で囲っている

図表13 子どものいる一般世帯数の推移



出典：国勢調査

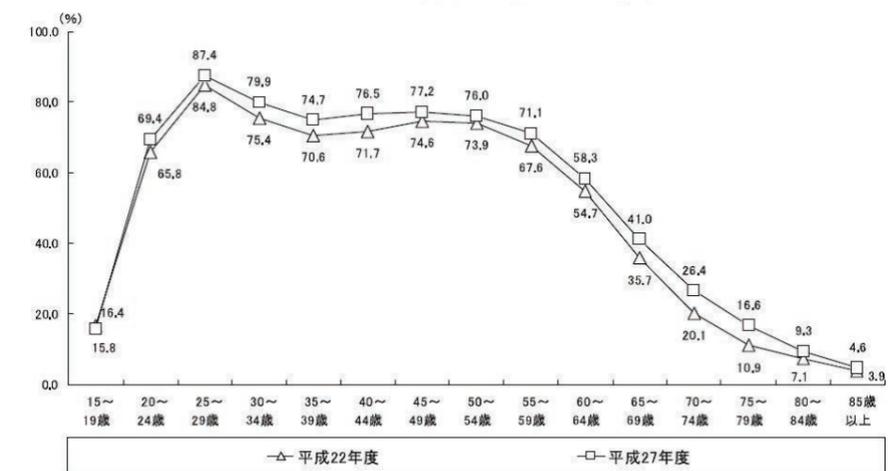
※国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。「施設等の世帯」とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者等です。

③母親の就労状況

女性の年齢別労働率は、結婚・育児にあたる30～39歳にかけて低下がみられ、いわゆる「M字カーブ」を描いているが、平成27（2015）年度調査では「M字カーブ」は緩やかになっている。

またニーズ調査では、前回調査よりも就学前児童及び小学生の保護者はフルタイムで働く母親が増加している。（図表14・15）

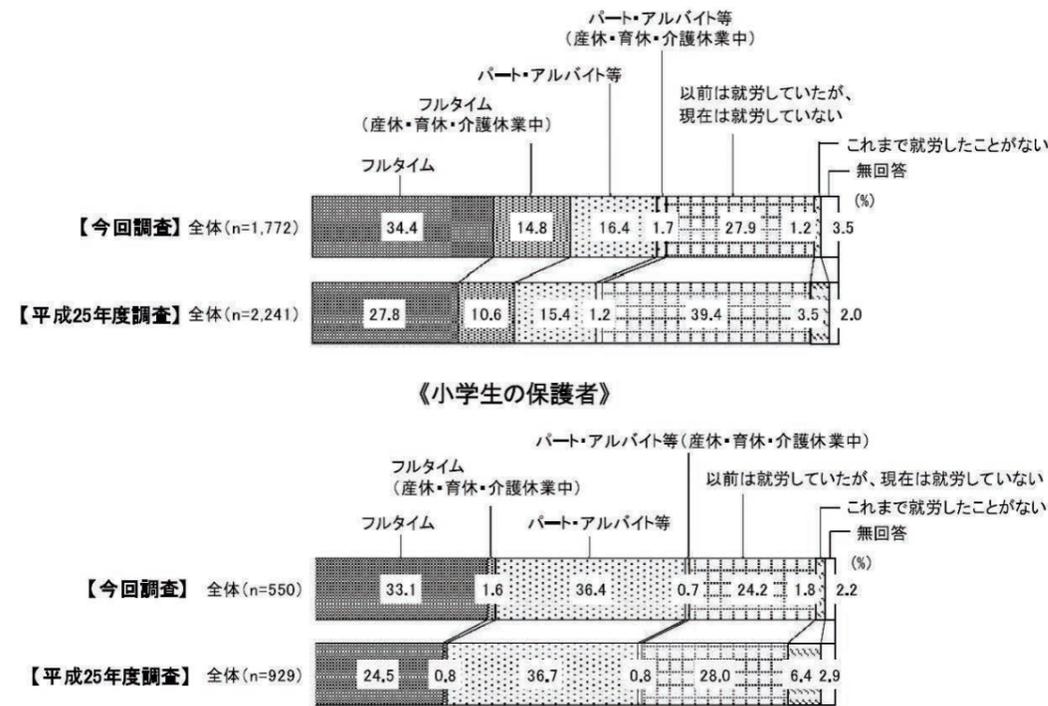
図表14 女性の年齢別労働力率の推移



出典：国勢調査

※労働力率は、労働力人口を労働力の総数から労働力状態「不詳」を引いた数値で割った値である。

図表 15 母親の就労状況（全体）【経年比較】《就学前児童の保護者》



④ 待機児童数

保育園待機児童数は、平成28（2016）年の232人から平成30（2018）年には42人と減少したが、平成31（2019）年には増加し119人となっている。年齢別にみると平成31（2019）年は1歳児が最も多くなっている。（図表16）

図表 16 年齢別待機児童数

(単位:人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳児	4	7	5	7	18	30	49	31	3	16
1歳児	106	21	16	76	22	88	112	35	29	67
2歳児	8	5	12	25	17	29	61	5	2	27
3歳児	1	3	0	17	12	13	10	11	8	9
4歳児	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
計	119	38	33	125	69	160	232	82	42	119

出典：保育課集計（各年4月1日現在）

⑤ 子育てに関する相談状況

ニーズ調査では、出産後の育児や子育てへの不安感や負担感を6割の妊産婦が何らか感じており、また気軽に相談できる人や場所が無い保護者が1割程度みられる。（図表17）

図表 17 子育てをする上で気軽に相談できる人・場所の有無（全体）

